市役所は毎週土曜日開庁しています

児童扶養手当の特例支給について
～資格喪失処分取消訴訟による～

児童扶養手当は、18歳までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある児童は20歳未満）を養育している母子家庭等に支給されている手当です。

この手当は、平成10年7月以前は、母が婚姻によらないで懐胎した児童が父から認知された場合は、除外規定により支給されていませんでした。（平成10年8月以降は政令が改正され支給されています。）

このため、この規定をめぐり訴訟が発生し、平成14年に最高裁判所において「本規定は母子家庭を支援しようという法律の趣旨に反し無効」とする判断を示しました。

その後、支給するにあたり事務手続き上の準備を進めてまいりました。

この度、その支給の準備が整いましたので、平成10年7月以前に児童が父に認知されたことにより、本手当の支給ができなかった方について、下記のとおり支給を行いますので手続きをしてください。

対象者平成10年7月以前に、児童が父から認知されたために児童扶養手当を受給できなかった方（申請を行わなかった方を含む）

※当時東京にお住まいの方が対象となります。

支給対象期間喪失等処分日（申請のあった方）または認知された日（申請を行なわなかった方）の属する月の翌月から平成10年7月分まで

※支給額は当時の金額で支給します。

手続き等処分通知書（喪失通知書等）や関係が確認できる戸籍謄本、課税証明書等所得関係の証明ができるものなど、当時の状況がわかる資料が必要となります。

問合せ福祉部子育て支援課子育て支援係

空き家都営住宅（高齢者集合住宅）
平成17年8月入居予定の地元割当入居者を募集

申込用紙の配布・受付等

2月15日(火)～19日(土)午前8時30分～午後5時15分の間に福生市役所本庁舎1階、介護福祉課高齢福祉係へ。

申込み申込用紙に必要事項を記入し、受付期間内に直接お持ちください。

募集内容▼所在地＝熊川1143番地▼戸数＝1戸（単身用）▼間取り＝1DK（6畳和室・DK）▼使用料＝19,900円～43,700円（予定額）

申込資格

①65歳以上の単身者（昭和15年2月20日以前生まれの方）

②申込者本人が東京都内に3年以上（平成14年2月20日以前から）居住し、公募時現在福生市内に引き続き1年以上（平成16年2月20日以前から）居住している方で、そのことが住民票または外国人登録原票記載事項証明書で証明できること。

③所得基準3,216,000円以内の方。

④現に住宅に困っていることが明らかであること。

⑤市・都民税、国民健康保険税等を滞納していないこと。

⑥独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健常であること（身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります）。

※自家所有者は原則として申し込みできません。

問合せ介護福祉課高齢福祉係

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業者の登録受付

平成17年度の登録を受け付けます。

受付期間2月16日(水)～3月14日(月)

資格東京都指定訪問介護事業登録者で市内に事業所があること。※申込書は、子育て支援課（市役所本庁舎1階）にあります。

申込み子育て支援課子育て支援係

認証保育所の設置者が変更になりました

2月1日、福生駅東口の認証保育所の設置者が変更になりました。

1月末まで開設していた「maruru（まるる）」に代わり、**「ちゃいれっく福生駅前保育園」**がオープンしました。

認可保育園以外の市内保育施設は、下表のとおりです。申込み、費用などについては、直接、保育所にお問い合わせください。

問合せ保育課保育係

認可保育園以外の市内保育施設の紹介

認証保育所（東京都が認証した保育所）		
牛浜保育所	牛浜121-4	☎552・1693
ちゃいれっく福生駅前保育園	東町4－8	☎551・8823
保育室（東京都基準を満たしている保育施設）		
森田乳児室	志茂83	☎551・0332
ありんこ保育所	加美平1-16-9	☎551・2032

保健センターを騙（かた）っての不審な電話にご注意ください

最近「福生市保健センターですが、従業員の健康診断を半額でやりますので従業員の人数を教えてください。」といった不審な電話がかけられています。

保健センターでは事業所や市民の皆さんにこのような電話は行っておりませんので十分ご注意ください。

また、保健所を騙った同様のケースもありますので重ねてご注意ください。

問合せ保健センター☎552・0061

保健センターを騙（かた）っての不審な電話にご注意ください。問合せ保健センター☎552・0061

各種手当振り込みのお知らせ

■特別障害者手当等

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を2月10日頃に振り込みます。

問合せ社会福祉課障害福祉係

■児童手当等

児童手当・児童育成手当を2月10日頃に振り込みます。

問合せ子育て支援課子育て支援係

児童館であそぼう2月（その1）

田園児童館　☎552・3133

◆**おはなし会**「こわいおに、やさしいおに」7日・14日・21日・28日の月曜日午後3時30分～4時対象小学生

◆**おはなしのひろば** パネルシアター「てぶくろ」ほか8日(火)午前10時30分～11時対象幼児と保護者※保健師来館

◆**あそびの名探偵**「キックベースをしよう！」14日(月)午後3時30分～4時30分対象小学生20人集合・解散多摩川中央公園のアスレチックのあるところ持ち物水筒※雨天時児童館〈申込み：7日午後4時～4時30分〉

◆**よちよちすくすくひろば**15日(火)午前10時～正午対象0・1歳の幼児と保護者

◆**子育て講演会**「乳幼児の躾（しつけ）～褒（ほ）め方・叱（しか）り方・遊ばせ方～」16日(水)午前10時30分～正午対象幼児と保護者講師川島智世氏（助産師）※事前申込み不要

武蔵野台児童館　☎553・8822

◆**スポーツランド**「なわとび検定」9日(水)午後3時30分～4時30分対象小学生以上持ち物うわばき

◆**料理教室**「もちもちドーナツとティーパーティー」16日(水)午後3時15分～4時30分対象小学生以上24人参加費60円持ち物うわばき、エプロン、三角巾、タオル〈申込み：7日午後4時～4時30分〉

◆**あつまれ!ともだち**「輪投げ」18日(金)午後3時30分～4時30分対象小学生以上

熊川児童館　☎539・1515

◆**おはなしのひろば**「エプロンシアター：大きなカブ」8日(火)・午前10時30分～11時対象幼児と保護者

◆**ベビーボンディングケアマッサージ**10日(木)午前10時30分～11時30分対象0・1歳の幼児と保護者先着20組講師今村理恵子氏（ベビーボンディングケアインストラクター）持ち物バスタオル2枚〈申込み：5日午前10時～（電話受付は午後1時からです）〉

◆**料理バンバン**「コロコロちょこトリュフ」14日(月)午後3時～4時30分対象小学生24人材料費100円持ち物うわばき・三角巾・エプロン〈申込み：5日午後4時～4時30分〉

◆**こぐまひろば**「みんなとあそぼ」15日(火)午前10時～正午対象0・1歳児と保護者※親子のふれあい交流の場

ひとりで悩まず、まず相談を

■身近な法律相談

高齢者・障害者の皆さんの遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護・成年後見などについて、弁護士が相談に応じます。

日時2月21日(月)午後2時～4時**場所**福祉センター相談室**対象**高齢者・障害者やその家族など**定員**先着3人（予約制）

■心の相談

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

日時2月24日(木)午後1時～2時30分**場所**福祉センター相談室**対象**心の問題や病気を持つ市民とその家族など**定員**先着2人（予約制）

※相談内容は秘密厳守、相談料は無料。

申込み2月4日から（日曜・祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会相談支援係☎552・2121へ。